

一時預かり事業

保育施設名(きむら認定こども園)

対象児童	羽生市に住所がある児童、及び羽生市外に住所がある方の内、当園で一時預かりを実施することが適当と判断できる児童
対象年齢	満1歳から就学前の児童
利用可能時間	9:00 ～ 16:30
実施曜日	月曜日 から 金曜日
実施場所	きむら認定こども園 羽生市上手子林76-3 電話番号048-565-2114
利用定員	4人
利用条件	・勤務形態により毎日ではないが、保育が必要となる場合 ・保護者の傷病・入院等により、緊急に保育が必要となる場合 ・育児疲れ解消等保育が必要となる場合 ※詳細については、お問い合わせください。
費用	※詳細は、直接お問い合わせください。
申込み方法	きむら認定こども園に直接お申込みください。 一時預かりは登録制です。利用日前日までに登録を行います。 来園にて面接、登録票の記入をしていただきます。
その他	園での行事の日などお受けできない場合があります。 アレルギーがある方は、お弁当・おやつ持参となります。